

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 2 月 22 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1600662 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1600249 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 6 年 9 月 1 日から平成 7 年 10 月 21 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 6 年 9 月から平成 7 年 9 月までの標準報酬月額については、18 万円から 28 万円とする。

平成 6 年 9 月から平成 7 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 9 月 1 日から平成 7 年 10 月 21 日まで

私が A 社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が 28 万円から 18 万円に訂正されている。私は、当時、社会保険事務の担当をしていたが、同社には社会保険料の滞納があり、社会保険事務所 (当時) の職員の指導及び上司の指示により標準報酬月額を下げる書類を作成した。給与支給明細書を提出するので、請求期間について標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社に係るオンライン記録により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、請求者が主張する 28 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 7 年 10 月 21 日より前の平成 7 年 10 月 11 日付けで、平成 6 年及び平成 7 年の定時決定の記録が取り消され、平成 6 年 9 月 1 日に遡って 18 万円に減額訂正されていることが確認できる上、請求者と同様に、平成 6 年及び平成 7 年の定時決定の標準報酬月額の記録が平成 7 年 10 月 11 日付けで平成 6 年 9 月 1 日に遡って減額訂正されている被保険者が 19 人いることが確認できる。

また、請求者から提出された請求期間に係る給与支給明細書により、減額訂正前の標準報酬月額に見合う又はこれを上回る給与が支払われ、減額訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、請求者が標準報酬月額の減額処理の手続の指示を受けたとしている上司 (総務経理

を担当する取締役部長)は、「請求期間当時、A社には社会保険料の滞納があり、社会保険事務所からよく呼び出しがあった。私が社会保険事務所へ行った際、職員から標準報酬月額の減額処理をすれば滞納保険料が解消できると提案され、それに従い減額処理の届出を行った。また、代表者印は私が管理していた。」旨回答している。

一方、請求者は、自身がA社の社会保険事務を担当していたとしているものの、当該事業所の請求期間に係る閉鎖登記簿謄本によると、請求者は役員でないことが確認できる上、前述の上司の陳述により、請求者は、社会保険手続において権限がなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、平成7年10月11日付けで行われた標準報酬月額の減額処理は事実即したのものとは考え難く、請求者について平成6年9月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要である。